

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等について

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

(1) 趣旨・背景

平成19年5月30日に公布された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第62号。以下「改正法」という。)により新たに規定された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)第18条の7第1号及び第2号並びに第18条の15第1項に基づく政令を定めるもの。

(2) 政令案の内容

政令案の主な内容は以下のとおりである。

鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄をする海域等に関する基準

海洋汚染防止法第18条の7第1号の規定により油等の海底下廃棄の禁止の適用が除外される鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄について、同号の海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関し政令で定める基準は、

- 一 当該鉱物資源の掘採に係る鉱業権の鉱区である海域において海底下廃棄をすること
- 二 鉱山保安法第8条の規定に従って鉱害の防止のため必要な措置を講じた上で海底下廃棄をすること

とする。

海底下廃棄をすることのできるガスの基準

法第18条の7第2号に規定する二酸化炭素が大部分を占めるガスの政令で定める基準は、

- 一 環境省令で定める二酸化炭素の回収(二酸化炭素を他の物質から分離し、これを集めることをいう。以下同じ。)の方法により集められたものであること
- 二 当該ガスに含まれる二酸化炭素その他の物質の濃度が環境省令で定める二酸化炭素の回収の方法の区分ごとに環境省令で定める基準に適合するものであること
- 三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと

とする。

指定海域として指定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域

海洋汚染防止法第18条の15第1項の規定により指定海域に指定される海域について、海底及びその下の掘削その他の海底及びその下の形質の変更が行われることにより当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを、法第18条の8第2項第2号の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画に従って特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域とする。

2. 特定二酸化炭素ガスに係る判定基準等を定める省令（仮称）案の概要

（1）趣旨

1. の政令案の（2）において環境省令で定めることとしている二酸化炭素の回収の方法及び当該方法の区分ごとの二酸化炭素その他の物質の濃度に関する基準を定めるもの。

（2）省令案の内容

省令案の主な内容は以下のとおりである。

特定二酸化炭素ガスに係る判定基準等

1. の政令案の（2）の環境省令で定める二酸化炭素の回収の方法の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、1. の政令案の（2）の環境省令で定める基準は、同表の上欄に掲げる二酸化炭素の回収の方法の区分について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分	基 準
アミン吸収法（アミン溶液を用いて、化学反応により二酸化炭素を回収する方法）	二酸化炭素の濃度が99体積パーセント以上であること。

測定方法

の基準を適用する場合における二酸化炭素その他の物質の濃度の測定は、環境大臣が定める方法により行うものとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

パブリックコメント：平成19年7月24日（火）～平成19年8月22日（水）

公 布 ・ 施 行：改正法の施行の日（1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書が日本国について効力を生ずる日）